

## Q607. 有効期間の定めがない労働協約を解消することはできますか。

有効期間の定めがない労働協約は、当事者の一方が、署名又は記名押印した文書によって90日前に相手方に予告して解約できます（労組法15条3項、4項）。

もっとも、実務上は、いきなり解約を通知するのではなく、まずは協議の場を設けるのが穩当であると考えます。

なお、有効期間を定める場合、3年を超える有効期間を定めることはできません（労組法15条1項）。仮に3年を超える有効期間を定めたとしても、3年の有効期間を定めたものとみなされます（労組法15条2項）。

弁護士法人四谷麹町法律事務所

勤務弁護士作成

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目2番地 K-WINGビル7階